

世界遺産登録に向けて

絵図から見えること③ — 相川四町目の立岩 —

寛永6(1629)年、奉行所下通りの一町目から下戸までの町立てが始まります。

金銀山開発当初は「潮水にてひたせし所(『佐渡年代記』)」でした。が、鉱石を選別したあとの捨石などで埋め立てが進みました。

『佐渡相川志』に、埋め立て前の四町目の様子が紹介されています。それによれば「四町目西側立岩一つ」として、「高さ一丈余、長さ八尺、横四尺の立岩あり。往古は、この岩に登り釣を垂れんとなり。次第に浅く磯遠にして、町屋敷になると、この説不詳」とあります。

そして、享保2(1717)年に願により町人へこの岩が払い下げられ、元文3(1738)年7月にこの立岩を切り崩して更地にしようとしたところ、連日の雨天となったため、何か因縁のある岩だろうというので取りやめています。

かつて、この岩の隣に寺が建てられ、この岩に因んで立岩寺としましたが、後に下戸村へ移転しました。

◆市役所世界遺産推進課(金井就業改善センター内) ☎63-5136



相川下戸村に移転した立岩寺



現在の立岩付近



天保13(1842)年「佐渡一國海岸図」より四町目部分

生活情報 さど

佐渡市でも急増しています

健康食品の送り付け

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ

注文していない健康食品を一方的に送り付け、代金を支払わせる「送り付け商法」に関する相談が、平成25年度に入ってから佐渡市でも急増しています。

健康食品に関する相談件数

平成23年度	4件(年間)
平成24年度	40件(年間)
平成25年度	59件(4月～7月の4か月間)

平成25年度に入ってから消費生活センターに寄せられた相談(189件)の3割が健康食品の送り付けに関するものです。

相談者および被害者は、ほとんどが65歳以上の高齢者です。

具体例

突然、業者から「あなたから注文を受けた健康食品を明日発送します」代金は3万8千円です」と電話があった。申し込んだ覚えがない



ので断ると「注文時の会話は録音してある」「裁判にかけてもいい」などと乱暴な言葉で購入を迫られ、怖くなって購入することを了承してしまった。

アドバイス

- ・脅すような口調で購入を勧められても、きっぱり断りましょう。「1回だけなら…」と購入してしまうと、次々と高額な商品を送り付けられるようになります。
- ・一方的に商品を送り付けられた場合、受け取る義務も、代金を支払う義務もありません。
- ・商品が自宅に届いた時に「受け取りを拒絶します」と伝えて、宅配業者に持ち帰ってもらうのが一番いい方法です。

心配なときは、消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143